はじめに

川前自治会は、昭和53年に340世帯ほどで発足以来、変革を伴いながら発展を続けており、現在では2,300世帯を超え、滝沢村の27ある自治会で最大の世帯数となっています。また、発足から現在までの32年間に役員や専門部の構成の一部変更はあったものの支部組織は変更しておらず、支部間の世帯数の差の問題や一部の会員にのみ負担のかかる行事に対する問題などが生じていました。

そのため自治会では、現状に合う自治会のあり方を考えるため、平成19年度より「川前自治会の組織・行事の見直しを聴く会」を2回開催し、会員の皆様の貴重なご意見を拝聴しました。聴く会で出された多数の意見や要望を検証した結果、今後の自治会のあり方を検討する必要があると考え、20年11月25日に「川前自治会組織・行事検討委員会」を設立しました。検討委員会では、吉野英岐県立大総合政策学部教授を招いて「自治会活動の進め方・取組み方」という勉強会を開催するなど、22年3月24日までの期間に6回の検討委員会を開催し、自治会の組織と行事を再検討し、検討委員会の案としてまとめました。

検討委員会での組織・行事再編案と規約の一部改正案が、22年3月16日の第6回理事会において承認され、22年4月18日の川前自治会第33回通常総会において、検討委員会の検討案を原案とする、議案第5号川前自治会の組織・行事を再編することについて並びに、議案第6号川前自治会規約の一部を改正することについての議案が可決、承認されました。

このような経緯により、23年度より川前自治会の組織が区制に移行することになります。そこで、現在の自治会組織が区制へ円滑に移行できるように、22年5月26日に「川前自治会区制移行実行委員会」を立ち上げ、現在までに5回の実行委員会を開催し、移行に向けての問題点等を精査しています。また、22年6月15日から7月20日までの期間に、全区を対象とした組織・行事の再編についての説明会を開催しました。その説明会で出た疑問点や問題点などは集約し、移行実行委員会において検討し解決を図っています。

本日は、現在の支部ごとに各区の会議を開催して選出された23年度の区の役員に対する、自治会の組織並びに運営についての説明会です。資料説明後に質疑応答の時間を設け、疑問点や問題点へお答えします。

取り組みを始めてから4年の歳月をかけての区制への移行となりますが、まだまだ周知不足で理解が得られていないのが実情です。今後も予期せぬ不具合などが想定されますが、新役員の方々のご理解とご協力により、新制度での川前自治会を運営していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

平成22年11月21日

川前自治会
会長　川村　尚雄

自治会の概要

(1) 川前自治会とは

川前自治会は、地域住民の親睦を図りながら事業を行い、良好な地域社会の形成と維持に努めながら、住みよい地域づくりを推進していくことを目的にしています。

また、目的を達成するために以下の事業を行います。

① 地域住民の連携、協調及び親睦活動に関する事業
② 地域住民の健康、福祉に関する事業
③ 地域住民の生活、安全、環境に関する事業
④ 地域の青少年の育成に関する事業
⑤ その他、目的を達成するために必要な事業

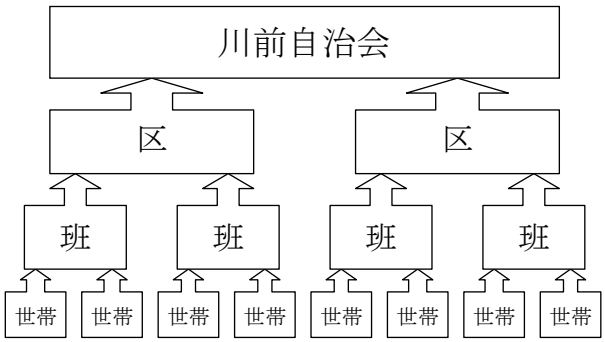

川前自治会は、滝沢村川前行政区の川前地区の住民で組織され、18 区、93 班で構成されています。

1) 自治会

自治会は、18 の区で構成され、現在の一般会員世帯数は約 1,250 戸、学生会員数は約 380 戸です。

2) 区

区は、4～6 班で構成され、世帯数は、50～80 世帯程度です。

3) 班

班は、各世帯の集合体で、6～20 世帯程度で構成されます。

(2) 役員構成

川前自治会は、総会で選出された役員と各区より選出された区長で役員を構成します。また、各区では、区の規約により各役員を選出します。

1) 自治会役員

自治会役員の任期は 2 年です。区の規約により、副区長が次年度の区長になる場合は、区長の任期は 1 年になります。役員の補欠の任期は前任者の残任期間となります。

①自治会四役(7 名)

会長	1 名
副会長	2 名
事務局長	1 名
事務局次長	1 名
財務局長	1 名
財務局次長	1 名

②区長(18 名)
③監事(3 名)

※以上 28 名が自治会役員です。

2) 区役員

区の役員の任期は 2 年です。区の規約により、副区長が次年度の区長になる場合は、初年度の副区長と次年度の区長を併せた 2 年が任期となります。役員の補欠の任期は前任者の残任期間となります。

①区長１名
（自治会の役員を兼務し、健康福祉部か生活環境部の部員を兼ねる）
②副区長１名
（自治会の健康福祉部か生活環境部の部員を兼ねる）
③事務長１名
（地区担当員と自治会の総務企画部員を兼ねる）
④会計１名（事務長が兼務できる）
⑤監事若干名

※以上が、区の役員です。

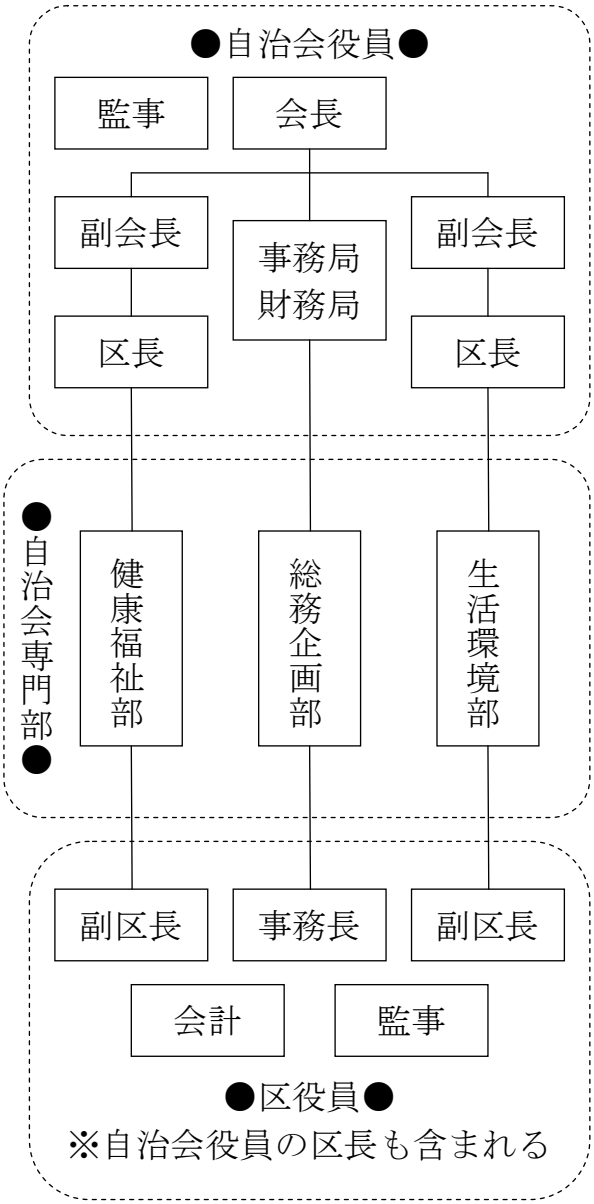

(3) 専門部

川前自治会では、地域住民の連携、協調及び親睦に関する事業を行い、事業を効率的に運営するために、健康福祉部、生活環境部、総務企画部の各専門部を置き、それぞれ独自に活動していきます。健康福祉部と生活環境部は、各区の区長と副区長で構成し、総務企画部は、各区の事務長で構成されます。

1）健康福祉部
主に地域住民の健康や福祉に関する事業を行います。
主な業務は、村内の体育行事への選手派遣、敬老の集い、趣味の会、心肺蘇生法講習会、水中ウォーキング教室などです。

2）生活環境部
主に地域住民の生活や安全、環境に関する事業を行います。
主な業務は、村内や地域の防犯や交通安全関係の事業、親睦旅行、春秋一斉清掃、消火器使用講習会などです。

3）総務企画部
主に地域の青少年の育成に関する事業や地区担当員に関する業務を行います。
主な業務は、地区担当員としての広報・回覧の配付や集金・募金の取りまとめです。また、事務局、財務局が主体となって行う、育成会補助金の交付、事務長・班長研修会、自治会だよりの編集・発行等があります。

(4) 自治会の会議

川前自治会では、運営するために、総会、役員会、四役会、専門部会の各会議を開催します。

1) 総会

総会には、通常総会と臨時総会があります。通常総会は、年１回４月に開催され、自治会の事業の報告と計画、予算と決算、規約等の制定改廃、役員の選解任、その他について議決します。また、臨時総会は、規約の規定に該当する場合に開催することができます。

総会は代議員制で、代議員の過半数の出席で成立します。総会の議事は、出席代議員の過半数で決まります。総会の代議員は、各班の班長です。また、班長が出席できないときは副班長が代理で出席できます。

2) 役員会

役員会は、自治会四役と各区長で構成され、総会に次ぐ議決機関です。役員会では、自治会の事業に関する事や総会に関する事を議決します。また、総会の議決が必要とされない自治会に関する事を議決します。

役員会は、役員の過半数の出席で成立します。また、区長が欠席するときは、副区長または事務長が代理で出席することになっています。

3) 四役会

四役会は、自治会の会長、副会長、事務局長、財務局長、事務局次長、財務局次長で構成し、役員会に付議する案件を協議して提案します。

4) 専門部会

専門部会は、健康福祉部、生活環境部、総務企画部の各部で、それぞれの事業を行うときに開催されます。

各専門部では、部長、副部長、会計を選任します。部長並びに会計は、区長の中から互選され、副部長は副区長の中から互選されます。ただし、総務企画部の部長は自治会の事務局長、副部長は自治会の財務局長となります。

健康福祉部と生活環境部では、事業ごとに担当者を割り当て、事業の企画と運営に当たります。また、各専門部に自治会の四役の担当をおきます。

また、年度が終了する前までに、各専門部で新旧の引継ぎ会を行い、事業や業務の引継ぎを行います。

(5) 区の会議

各区は、川前自治会の通常総会の前までに、区総会を開催します。また、区の総会までに会計監査を行います。

区総会の他に、区の会議や班の会議は適宜に行われます。

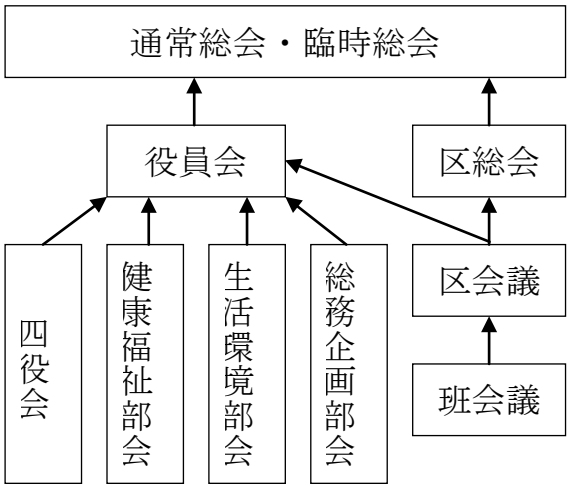

区の編成

上段は 22 年度までの班の名称　　下段は 23 年度からの班の名称

1	(砂)1	(砂)2	(砂)3	(砂)4	(砂)5	(砂)6
区	1 区 1 班	1 区 2 班	1 区 3 班	1 区 4 班	1 区 5 班	1 区 6 班
2	(紫)1	(紫)2	(紫)3	(紫)4	(紫)5	
区	2 区 1 班	2 区 2 班	2 区 3 班	2 区 4 班	2 区 5 班	
3	(西)分 1	(西)分 2	(西)分 3	(西)分 4	(西)分 5	
区	3 区 1 班	3 区 2 班	3 区 3 班	3 区 4 班	3 区 5 班	
4	(西)岩 C1	(西)岩 C4	(西)ウ 1	(西)ウ 2	(西)ガ	
区	4 区 1 班	4 区 2 班	4 区 3 班	4 区 4 班	4 区 5 班	
5	(西)岩 C2	(西)岩 C3	(西)岩 C5	(西)岩 C6	(西)大 1	(西)大 2
区	5 区 1 班	5 区 2 班	5 区 3 班	5 区 4 班	5 区 5 班	5 区 6 班
6	(西)A2	(西)A3	(西)A5	(西)B7	(西)B8	
区	6 区 1 班	6 区 2 班	6 区 3 班	6 区 4 班	6 区 5 班	
7	(西)岩 B1	(西)岩 B2	(中)1	(中)2	(中)2-1	
区	7 区 1 班	7 区 2 班	7 区 3 班	7 区 4 班	7 区 5 班	
8	(中)3	(中)3-1	(中)4	(中)5	(中)7	
区	8 区 1 班	8 区 2 班	8 区 3 班	8 区 4 班	8 区 5 班	
9	(西)C1	(西)岩 A1	(西)A2	(中)6	(中)8	
区	9 区 1 班	9 区 2 班	9 区 3 班	9 区 4 班	9 区 5 班	
10	(中)9	(中)10	(中)11	(中)12	(中)13	(中)14
区	10 区 1 班	10 区 2 班	10 区 3 班	10 区 4 班	10 区 5 班	10 区 6 班
11	(中)15	(中)16	(中)17	(中)18		
区	11 区 1 班	11 区 2 班	11 区 3 班	11 区 4 班		
12	(中)19	(中)20	(中)21	(中)21-1	(中)22	
区	12 区 1 班	12 区 2 班	12 区 3 班	12 区 4 班	12 区 5 班	
13	(東)6	(東)7	(東)16	(東)19	(東)20	
区	13 区 1 班	13 区 2 班	13 区 3 班	13 区 4 班	13 区 5 班	
14	(東)1	(東)2	(東)3	(東)4	(東)5	
区	14 区 1 班	14 区 2 班	14 区 3 班	14 区 4 班	14 区 5 班	
15	(東)9	(東)10	(東)11	(東)12	(東)13	
区	15 区 1 班	15 区 2 班	15 区 3 班	15 区 4 班	15 区 5 班	
16	(東)8	(東)14	(東)15	(東)17	(東)18	
区	16 区 1 班	16 区 2 班	16 区 3 班	16 区 4 班	16 区 5 班	
17	(中)23	(中)24	(中)31	(中)32	(中)33	
区	17 区 1 班	17 区 2 班	17 区 3 班	17 区 4 班	17 区 5 班	
18	(中)25	(中)26	(中)27	(中)28	(中)29	(中)30
区	18 区 1 班	18 区 2 班	18 区 3 班	18 区 4 班	18 区 5 班	18 区 6 班

(砂)＝砂込支部
(紫)＝紫野支部
(西)＝西支部
(中)＝中央支部
(東)＝東支部
分＝分れ
岩＝岩姫台
ウ＝
ウッドタウン
ガ＝
ガーデンシティ
大＝
大崎ヴィレッジ

各専門部

(1) 専門部の構成

健康福祉部並びに生活環境部は、区長 9 名、副区長 9 名で構成されます。各区の区長並びに副区長はそれぞれ別の部に所属し、振り分けは、奇数区と偶数区で下図のように行います。

●23 年度の専門部の担当●

	健康福祉部	生活環境部
1 区	区長	副区長
2 区	副区長	区長
3 区	区長	副区長
4 区	副区長	区長
5 区	区長	副区長
6 区	副区長	区長
7 区	区長	副区長
8 区	副区長	区長
9 区	区長	副区長
10 区	副区長	区長
11 区	区長	副区長
12 区	副区長	区長
13 区	区長	副区長
14 区	副区長	区長
15 区	区長	副区長
16 区	副区長	区長
17 区	区長	副区長
18 区	副区長	区長

区長並びに副区長の専門部への所属は 2 年間です。副区長が次年度区長になる規約を定めている区の場合に、職務名が変更（1 年目副区長、2 年目区長）になっても、2 年間は 1 年目に所属した同じ専門部に所属し、24 年度の副区長は、区長とは別の専門部に所属することになります。

また、総務企画部は、18 名の区の事務長で構成されます。

(2) 健康福祉部

主に地域住民の健康や福祉に関する事業を行います。

部　長 1 名（区長より互選）
副部長 1 名（副区長より互選）
会　計 1 名（区長より互選）

部長、副部長並びに会計は、部の事業を掌握するために、各事業に参加します。主に担当する自治会四役は、副会長、事務局次長です。

●担当事業●

1）村内体育事業
　前期村民体育祭
　中期村民体育祭
　後期村民体育祭
　村長杯ゲートボール大会
　　グラウンドゴルフ大会
　　バレーボール大会
　協会長杯ゲートボール大会
　　グラウンドゴルフ大会
　　バレーボール大会
　ソフトバレーボールフェスティバル
※部員 6 名で担当

2）敬老の集い事業
　心肺蘇生法講習会事業
　趣味の会事業
※部員 6 名で担当

3）水中ウォーキング教室事業
※部員 3 名で担当

(3) 生活環境部

主に地域住民の生活や安全、環境に関する事業を行います。

部　長１名（区長より互選）
副部長１名（副区長より互選）
会　計１名（区長より互選）
部長、副部長並びに会計は、部の事業を掌握するために、各事業に参加します。主に担当する自治会四役は、副会長、財務局次長です。

●担当事業●

1）防犯に関する事業
・防犯少年少女ドッジボール大会
交通安全に関する事業
※部員９名で担当

2）親睦旅行事業
春秋一斉清掃事業
消火器使用講習会事業
※部員６名で担当

(4) 総務企画部

主に地域の青少年の育成に関する事業や地区担当員に関する業務を行います。

部　長１名（自治会事務局長）
副部長１名（自治会財務局長）

●担当業務●

1）地区担当員
広報・回覧などの配付業務
集金・募金の取りまとめ業務
※部員 18 名で担当

2）その他
部の活動として、自治会の事務局と財務局が運営する、事務長・班長研修会、育成会補助金交付、自治会だより編集・発行などがあります。

(5) 各専門部の事業のながれ

自治会では、役員会の約１ヶ月前に開催通知を各役員に配布します。その通知に掲載されている事業の担当部は、部会を開催して、事業内容等を検討し、役員会に諮ります。役員会で承認された事業は、内容等を回覧で自治会の会員に周知し、開催されます。

役員会開催の通知
↓
専門部の部会開催、資料作成
↓
役員会での事業の審議、承認
↓
回覧、参加者取りまとめ
↓
事業開催

◆おわりに◆

忙しい中で、自治会へのボランティア活動にご協力いただくことは、大変なことですが、自治会の活動は、地域の住民にとって必要なことだと思います。
２年間、皆さまとお互いに協力し合い、創意工夫しながら各種事業を推進していきたいと思いますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

川前自治会　規約

（名称）

第 1 条　この会は、川前自治会（以下、本会という）と称する。

（事務所）

第 2 条　本会の事務所は、滝沢村川前地区コミュニティセンター（岩手県岩手郡滝沢村滝沢字大崎 263 番地 9）に置く。

（目的）

第 3 条　本会は、地域住民の親睦を図りながら次に掲げる事業を行い、良好な地域社会の形成及び維持に努め、住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。

（事業）

第 4 条　本会は、第 3 条の目的を達成するために、次の各項の事業を行う。

1. 地域住民の連携、協調及び親睦活動に関する事業
2. 地域住民の健康、福祉に関する事業
3. 地域住民の生活・環境に関する事業
4. その他目的を達成するために必要な事業

（組織）

第 5 条　本会は、滝沢村川前行政区の川前地区の住民をもって組織し、その地域に 18 の区を置く。

（役員）

第 6 条　本会に、次の各項の役員を置く。

1. 会長　1 名
2. 副会長　2 名
3. 事務局長、事務局次長　各 1 名
4. 財務局長、財務局次長　各 1 名
5. 区長　18 名
6. 監事　3 名

（顧問）

第 7 条　本会に、顧問を置くことができる。顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。

（役員の任務）

第 8 条　会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 事務局長、事務局次長は、本会の庶務、その他の事項を担当する。
4. 財務局長、財務局次長は、本会の会計事務を担当し、必要な書類を管理する。
5. 区長は、役員会に出席し、本会における案件を審議し議決する。
6. 監事は、本会の会計及び資産の状況並びに事業執行状況を監査し、これを総会に報告する。また、これらについて会員に報告の必要があるときは、総会の招集を請求することができる。

（役員の任期）

第 9 条　役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。役員の再選は、さまたげない。また、区において輪番により 1 年任期で副区長が区長となる区規約を定めた場合は、区長の任期を 1 年とすることができる。

2. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの職務を行わなければならない。

（会議）

第 10 条　本会に次の各項の会議を置く。

1. 総会
2. 四役会
3. 役員会
4. 専門部会

（総会）

第 11 条　通常の総会は代議員制とし、毎年度決算終了後 1 か月以内に会長が招集し、毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 総会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して要請があったとき。
(2) 第 8 条 6 項の規定により監事から開催の請求があったとき。
(3) その他会長が必要と認めたとき。

（総会の成立要件、議長、議決）

第 12 条　総会は、代議員の過半数の出席をもって成立する。総会の議長は、出席代議員中より選出する。総会の議事は、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

（総会の代議員）

第 13 条　総会の代議員は、各班の班長（班長に代理し、副班長が出席することができる）とし、総会に出席して案件を審議し、議決する。

（総会の議決事項）

第 14 条　総会は、次の各項の案件を審議しなければならない。

1. 事業の報告及び計画に関する事項
2. 予算、決算及び資産に関する事項
3. 規約等の制定改廃に関する事項
4. 役員の選任及び解任に関する事項
5. その他、本会の運営に関する重要な事項

（役員の選出）

第 15 条　役員の選出は、次の各号に掲げる方法により行う。ただし、第 6 条第 5 項を除く。

(1) 改選期の通常総会開催日の 2 ヶ月前までに自治会会報により会員へ周知し、各区で候補者を推薦する。
(2) 区の推薦を受け、役員会で候補者の調整、選考を行い総会へ選出する。
(3) 総会において承認を受ける。

2. 第 6 条第 5 項は各区の選出による。

（四役会）

第 16 条　四役会は第 6 条 1～4 項の役員で構成し、役員会に付議する案件を協議し提案する。

（役員会）

第 17 条　役員会は、第 6 条 1～5 項の役員で構成し、総会に次ぐ議決機関とする。役員会の議長は、会長がこれに当たる。役員会は、次の各号の案件を議決する。

(1) 第 4 条に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(4) その他、総会の議決を要しない会務に関する事項

2. 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

3. 役員会にやむを得ず区長が欠席するときは、副区長または事務長が代理で出席する。

4. 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

5. 役員の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して要請があったときは、役員会を招集しなければならない。

6. 本会において急務を要する案件は、役員会で議決執行し、次の総会で承認を受ける。

（専門部）

第 18 条　本会の事業を効率的に運営するために、次の各号の専門部を置く。

(1) 健康福祉部

(2) 生活環境部

(3) 総務企画部

2. 専門部の部員は、各区の区長、各区の副区長及び各区の事務長で構成する。また、新旧引継ぎ会において部長、副部長、会計、行事担当者を選出する。

3. 専門部会は、部長が必要と認めるときに召集し、専門部会の議長は、部長がこれに当たる。

4. 専門部会は、次の各号の案件を協議し、役員会に提案する。

(1) 担当する事業の報告及び計画に関する事項

(2) 担当する予算、決算及び資産に関する事項

(3) 担当するその他、本会の運営に関する事項

5. 専門部員は、所管する専門の事項を企画執行し、本会の事業運営の推進を遂行する。

（区）

第 19 条　第 5 条の各区は、地域住民の親睦を図りながら、良好な地域社会の形成及び維持のために、それぞれ運営にあたる。

2. 区は、複数の班で構成する。

3. 区に、次の各号の役員を置く。役員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。役員の再選は、さまたげない。

(1) 区長　1 名（本会の役員を兼務し、健康福祉部か生活環境部の部員を兼ねる）

(2) 副区長　1 名（本会の健康福祉部か生活環境部の部員を兼ねる）

(3) 事務長　1 名（地区担当員と総務企画部員を兼ねる）

(4) 会計　1 名（事務長が兼務することができる）

(5) 監事　若干名（区の会計を監査する）

4. 区総会は、毎年度本会通常総会までに開催する。また、区総会までに区の会計監査を行う。

（班）

第 20 条　第 5 条に定める地域に居住するものは、本会の会員となることができ、班の班員となる。

2. 各班は、班長及び副班長を選出する。

3. 班長は、班員の意見や要望等を取りまとめ、区の班長会議に出席する。また、関係機関等の文書配付、回覧・回収、会費等の徴収及びその他本会に関する業務を行う。班長の任期は 1 年とする。

4. 副班長は、班長を代理し、次年度の班長となる。

（会計）

第 21 条　本会の経費は、会費、補助金並びに寄付金、雑収入、その他の会費収入等をもってあてる。

（区交付金）

第 22 条　区に区交付金を支出する。区交付金の支出額は、役員会で審議し総会に提案して議決する。

（役員手当）

第 23 条　本会は、第 6 条の役員（第 6 項を除く）に対して、手当を支給する。支出する手当は、役員会で審議し総会に提案して議決する。

（旅費）

第 24 条　本会の旅費については、別に定める規程による。

（消防後援会費）

第 25 条　本会は、滝沢村消防団第七分団の消防活動を推進するための消防後援会費を徴収する。消防後援会に支出する会費の改定の要請があった場合は、役員会で審議し総会に提案して議決する。

（会計年度）

第 26 条　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。

（附則）

この規約は、　昭和 53 年 4 月 1 日制定施行する。
昭和 56 年 4 月 1 日一部改正施行する。
昭和 58 年 7 月 10 日一部改正施行する。
平成 5 年 4 月 11 日一部改正施行する。
平成 6 年 4 月 17 日一部改正施行する。
平成 7 年 4 月 9 日一部改正施行する。
平成 9 年 4 月 13 日一部改正施行する。
平成 12 年 4 月 16 日一部改正施行する。
平成 21 年 4 月 19 日一部改正施行する。
平成 22 年 4 月 18 日一部改正する。